

## 被災中小企業海外ビジネス支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「震災等」という。）により国内外で販路を喪失した県内事業者に対し、海外における販路再開又は新たな販路開拓（以下「販路開拓等」という。）の取組を支援するため、予算の範囲内において被災中小企業海外ビジネス支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 この補助金は、次に掲げる条件を有する事業者が行う別表第1に掲げる補助対象事業に要する同表に掲げる経費を交付の対象とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める事業協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に定める農事組合法人又はそれらと同等と県が認めた法人であること。
  - (2) 県内に本社又は工場等を有すること。
  - (3) 取り扱う産品等について震災等により、国内外における販路の一部又は全部を喪失し、震災等前と比較して売上が減少したこと。
  - (4) 当該産品等又はその代替品について、海外で販路開拓等の計画を有すること。
- 2 交付の割合は、対象となる経費の2分の1以内の額（千円未満の額がある場合は、これを切り捨てた額とする。）とし、かつ、50万円を上限とする。
- 3 上限額内での同一事業者による年度内の複数回の利用も認めることとする。
- 4 この補助金の利用は、一つの対象国又は地域につき3年度までを限度とする。

### (交付の申請等)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、別表第2の1のとおりとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。
  - (1) 別表第3のいずれかに該当する者
  - (2) 県税に未納がある者
- 4 知事は、前項第1号に規定する事項について、宮城県警察本部長に照会することができる。

### (交付決定等)

第4 補助金交付申請書の提出があったときは、知事は以下の観点から補助金交付申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、当該年度の予算の範囲内で交付対象事業を決定するものとする。

- (1) 震災等と販路喪失の因果関係及び販路喪失の程度
  - (2) 計画している販路開拓等の熟度や将来性
- (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表第4に掲げる重要な変更をする場合においては、別記様式第3号及び添付書類（事業実施計画書（別記様式第2号））により知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(実績報告等)

第6 規則第12条第1項の規定による補助金事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 前項の報告書に添付しなければならない書類は、別表第2の2のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 補助金の確定額は、対象となる経費に係る実支出額の2分の1の額（千円未満の額がある場合は、これを切り捨てた額とする。）と交付決定額のうち、いずれか少ない方の額とする。
- 3 補助金の額の確定に伴う請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(補助金交付後の事業成果報告)

第8 知事は、補助金の交付後3年が経過するまでの間、別記様式第8号により交付対象者に対し事業成果等の報告を求めることができるものとし、報告に当たっては、別記様式第9号を添付するものとする。

- 2 前項の期間の起算日は、知事から額の確定が通知された日とする。

(関係書類の整備)

第9 事業者等は、第6に定める補助金事業実績報告書を作成するときは、補助金事業に係る支出額について、帳簿及び証憑を点検し、その支出内容を証する書類を整備するものとする。

- 2 前項の帳簿及び証憑については、事業の完了した日の属する年度の終了後、5年間保存するものとする。

(交付決定前着手の禁止)

第10 交付事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとし、当該交付決定前に事業に着手することは、いかなる理由においても認めないものとする。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

2 知事はこの要綱に定めるもののほか、交付対象者から補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(事業者等の努力義務)

第12 事業者等は、補助対象となった展示会、見本市及び商談等について、宮城県が行う広報等に協力するよう努めること。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月4日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月19日から施行する。
- 2 この要綱の改定は、平成28年度予算に係る補助金から適用し、施行日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

- 2 この要綱の改定は、平成29年度予算に係る補助金から適用し、施行日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、施行日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

[別表第1]

<p>1 補助対象事業</p>	<p>震災等による販路喪失への影響軽減のために海外で実施する以下のいずれかの事業</p> <p>(1) 海外企業との商談</p> <p>(2) 海外の現地代理店等協力企業との面談・会議</p> <p>(3) 商談会・展示会等（県が開催経費の全部又は一部を負担していない商談会・展示会等に限る。）への出展（宮城県農政部食産業振興課が実施する地域産品輸出促進助成事業交付金の交付を受けている事業及び国，市町村，関係機関等から，当該経費の補助金等の交付を受けている，又は受ける予定の事業は除く。）</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>(1) 航空券代</p> <p>イ 1回の出張につき2名分までとする。</p> <p>ロ エコノミークラス利用に限る。</p> <p>ハ 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分とする。</p> <p>(2) 宿泊料（地域ごとの上限額有り）</p> <p>上記「1 補助対象事業」に掲げる事業を実施するために必要な日数のうち，県が認めた日数とする。</p> <p>(3) 通訳雇用費</p> <p>イ 同一業務時間中は1名分のみを対象とする。</p> <p>ロ 上記「1 補助対象事業」に掲げる事業を実施するために必要な日数のうち県が認めた日数とする。</p> <p>(4) 商談会・展示会等への出展費用</p> <p>イ 出展に際して必要となる最小限度のスペース及び備品等で県が認めたものとする。</p> <p>ロ 出展に係る商談対象となる商品の代金，輸送料，関税等は対象としない。</p>

[別表第 2]

<p>1 申請時提出書類</p>	<p>(1) 事業実施計画書（別記様式第 2 号）</p> <p>(2) 航空券代，宿泊料，通訳雇用費及び商談会・展示会等への出展費用に係る見積書又はそれに類するもの（見積書が外貨の場合，日本円への換算基礎となる資料を提出すること。）</p> <p>(3) 販路を喪失した産品等の取引の状況を示す以下の書類等          イ 損益計算書等，震災等による売上高の減少が確認できる資料          ロ 平成 23 年 3 月 11 日以前に当該産品等の取引を行っていたことを示す契約書や輸送関連書類又はそれらに類するもの</p> <p>(4) 商談等を行う海外企業等の概要が分かる資料（別表第 1 の 1 補助対象事業（1）又は（2）に掲げる事業を行う場合）</p> <p>(5) 出展する商談会・展示会等の概要が分かる書類（別表第 1 の 1 補助対象事業（3）に掲げる事業を行う場合）</p> <p>(6) 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>(7) 重複申請でないことに関する誓約書</p> <p>(8) 県税の納税証明書（税目：全ての県税）</p> <p>(9) 住民票（個人の場合）又は履歴事項全部証明書（法人の場合）の写し</p>
<p>2 報告時提出書類</p>	<p>(1) 事業実績書（別記様式第 6 号）</p> <p>(2) 商談等に関する実績資料（商談先企業の名刺及び商談の様子を撮影した写真等の写し</p> <p>(3) 航空券代，宿泊料，通訳雇用費及び商談会・展示会等への出展費用に係る領収書の写し          イ 宿泊料については，明細の確認できるものを提出すること。          ロ 宿泊料，通訳雇用費など支払いが現地通貨の場合，日本円への換算基礎となる資料を提出すること。</p> <p>(4) E チケット又は搭乗券の半券</p>

[別表第 3]

<p>1 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>2 暴力団員等をその業務に従事させ，又は従事させるおそれのある事業者等</p> <p>3 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配する事業者等</p> <p>4 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している事業者等</p> <p>5 事業者，事業者等が法人である場合は当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が，自己若しくは第三者の不正の利益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている事業者等</p> <p>6 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど，積</p>
---

極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している事業者等

7 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者等

8 上記(1)から(4)までに規定する事業者等であることを知りながら，これを不当に利用するなどしている事業者等

[別表第4]

事業内容の変更	1 交付対象経費の総額に20%以上の減額が生じる規模の変更 2 事業実施国や地域又は相手先企業の変更
---------	---